

国民健康保険加入者向け 温泉センター割引利用券を配布

国民健康保険に加入している方に、**問**と契約した温泉センターの割引券を配布します。

□**利用期間** 令和3年3月31日(水)まで

※年末年始などの休館日は直接施設にご確認ください。

□**配布場所** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所

問 東京都国民健康保険団体連合会 ☎03-6238-0150

▶ 保険年金課 ☎042-460-9821

□温泉センター

● 檜原温泉センター「数馬の湯」/ 檜原村2430・☎042-598-6789

時 午前10時～午後7時(土)・(日)・(祝)は午後8時(※) 定休日：(月)・(祝)の場合は翌日 ※8・11月は無休

¥(終日) 大人：入館料金880円→580円 子ども：440円→240円

● 奥多摩温泉「もえぎの湯」/ 奥多摩町氷川119-1・☎0428-82-7770

時 午前10時～午後8時(12～3月は午後7時(※)) 定休日：(月)・(祝)の場合は翌日

¥(3時間) 大人：入館料金より300円割引 子ども：入館料金より200円割引

● 秋川渓谷「瀬音の湯」/ あきる野市乙津565・☎042-595-2614

時 午前10時～午後10時 定休日：3・6・9・12月の第2(水)(そのほか不定休)

¥(3時間) 大人：入館料金900円→700円 子ども：入館料金450円→250円

● 生涯青春の湯「つるつる温泉」/ 日の出町大久野4718・☎042-597-1126

時 午前10時～午後8時 定休日：第3(水)・(祝)の場合は翌日

¥(3時間) 大人：入館料金860円→660円 子ども：入館料金430円→230円



ご利用ください！ 中小企業事業資金融資あっせん制度

◆中小企業事業資金融資あっせん制度

内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん

□**要件** 同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人

◆創業資金融資あっせん制度

①創業資金融資あっせん

内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当する方や創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん

②特定創業

内 市創業支援等事業計画に位置付ける本市の「特定創業支援等事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん

□**要件** 事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成済み

- 新たに創業する場合
- 個人(①のみ市内在住者)は事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する

● 事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得

● 創業から1年未満の場合 個人(①のみ市内在住者)は事業所が、法人は本店または支店などが市内にある

◆借換資金融資あっせん制度

内 事業者に円滑な資金供給を促進し、事業計画の見直しや事業を拡大することを目的とし、既存融資を償還するための借り入れと新たな借り入れを併せて受けることができる借換資金の融資あっせんが令和2年5月1日(金)より施行します。

□**要件** 既存融資の償還を1年以上継続して行っていること

□**申込書類** 市HP・産業振興課(田無第二庁舎5階)・取扱金融機関で配布 ※詳細は申込書類をご覧ください。

申 令和3年3月31日(水)までに、提出書類を産業振興課(田無第二庁舎5階)へ持参

▶ 産業振興課 ☎042-420-2819

資金区分	運転資金	設備資金／ 運転・設備併用	借換資金／ 運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	1,500万円
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)	10年以内 (据置なし)
	※特定創業は据置12カ月以内		
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%	※特定創業は1.395%	
借受者負担率	年0.980%	※特定創業は年0.580%	

消費生活相談 Q&A

友人に紹介され「もうかる話」に入会したがやめたい

Q 中学時代の友人からすごい人を紹介すると誘われ喫茶店で会った。ブランド品の転売などの話で、入会金11万円が必要だが、もうかるのですぐ返せると勧められ、学生ローンで借りて支払った。書面などは何もなくてやめたいが、どうしたらよいか。(20代男性)

A 相談者は喫茶店で契約しており、訪問販売に該当し、クーリングオフの対象となります。また、書面が交付されていないのであれば、クーリングオフ期間は進行しません。

早急に事業者を特定し、クーリングオフの書面を発信するよう助言しました。書面を発信すれば契約は無条件で

解除されます。しかし、事業者とSNSでしかつながっていない場合などでは、相手からブロックされてしまうと、書面の発信ができなかったり、返金が受けられなかったりすることもあります。

若年層をターゲットに、友人感情や恋愛感情を悪用して勧誘するケースが増えています。SNSやマッチングアプリを利用して近づき、言葉巧みに誘い掛けるケースも報告されています。

相手の話をうのみにして、その場で契約することは絶対にやめましょう。借金をして契約するよう勧める相手を信用するのは危険です。

▶ 消費者センター ☎

☎042-462-1100

！お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

パソコン・スマホ教室(5月)

①無料体験

21日(木)午後1時～4時

②パソコン入門(全4回)

8～29日(金)午前

③ワード初級(全4回)

1日(金)・12～26日(火)午前

④エクセル初級(全4回)

1日(金)・12～26日(火)午後

⑤iPhone入門(全2回)

8・15日(金)午後

⑥Android入門(全2回)

22・29日(金)午後

⑦デジカメ(全3回)

15・22・29日(金)午後

対 ①②以外は文字入力のできる方

¥ ②～④8,000円 ⑤～⑦各回2,000円

定 各10人(申込順)

申 開始日1週間前までに、往復はがきで講座名・受講日・住所・氏名・年齢・電話番号を**問**へ

場・**問** シルバー人材センター 〒202-0021東伏見6-1-36・☎042-428-0787

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による相談方法に変更が生じる可能性があります。また、休止している専門相談もありますので、ご注意ください。皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。再開については、今後の状況により改めてご案内いたします。

□**申込開始** 4月20日(月)午前8時30分(★印は、4月6日から受付中)

□**申込方法** 田無庁舎市民相談室へ直接または電話

問 市民相談室 ☎042-460-9805

内容	日時	
法律相談	休止	
人権・身の上相談	休止	
交通事故相談	休止	
税務相談	休止	
不動産相談	休止	
登記相談	5月11日(月)	午前9時～正午
	5月21日(木)	午後1時30分～4時30分
表示登記相談	5月21日(木)	午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	6月8日(月)	午後1時30分～4時30分
行政相談	★5月13日(水)	午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	★5月8日(金)	午後1時30分～4時30分